

各都道府県の本会議の概要について

- 1 定例会の開催回数について
- 2 代表質問の実施状況について
- 3 一般質問の実施状況について
- 4 質疑の状況について

1 定例会の開催回数について

年1回	3県（栃木県、三重県、滋賀県） ・年4回（6、9、12、2月）の定例会議で集中審議
年3回	4県（秋田県、神奈川県、群馬県、大阪府） ・9定と12定を併せて、9定として実施
年4回	40県（京都府含む）

2 代表質問の実施状況について

①実施の有無、時期、年間日数について

<実施の有無>

実施有り	43県（京都府含む）
実施なし	4県（岐阜県、和歌山県、高知県、長崎県）

<実施の時期>

毎定例会	25県（京都府含む）
当初予算審議の定例会	9県
2月と9月の定例会	9県
合計	43県

<年間日数>

1日	5県
2日	5県
3日	2県
4日	17県
5日	1県
6日	3県
7日	1県
7.5日	1県
8日	3県（京都府含む）
9日	3県
11日	1県
12日	1県
合計	43県

2 代表質問の実施状況について

②割当方法と質問順序について

<割当方法>

交渉会派のみ	31 県 (京都府含む)
その他	12 県
3～5人以上の会派	9 県
7人以上の会派の上位2会派	1 県
8人以上の会派	1 県
第4会派まで実施	1 県

<質問順序>

多数会派順	40 県	
	うち質問時間が全会派一律の県	25 県
	その他	15 県
輪番制	2 県 (福島県、京都府) ・福島県：2月定例会は多数会派順 (質問時間は全会派一律)	
議運で決定	1 県 (質問時間は全会派一律)	

2 代表質問の実施状況について

③質問時間の配分方法について

実施時期		質問日数		質問時間の会派別配分方法	
毎定例会	25県	4日	13県	全会派一律	7県
				会派順	3県
				会派議員数に比例	1県
				均等割+会派議員数に比例	2県
	5～8日	8県	全会派一律	7県	
			均等割+会派議員数に比例	1県 京都府	
	9～12日	4県	全会派一律	2県	
			会派議員数に比例	1県	
			均等割+会派議員数に比例	1県	
当初予算審議の定例会	9県	1～2日	9県	全会派一律	7県
				均等割+会派議員数に比例	1県
				制限なし	1県
2月と9月の定例会	9県	1～4日	7県	全会派一律	3県
				会派順	4県
		5～8日	1県	全会派一律	1県
		9～12日	1県	均等割+会派議員数に比例	1県
合計	43県		43県		43県

※会派順・・・第1会派〇〇分、第2会派〇〇分等

質問時間の会派別配分方法	
全会派一律	27県
会派順	7県
会派議員数に比例	2県
均等割+会派議員数に比例	6県 (京都府含む)
制限なし	1県
合計	43県

3 一般質問の実施状況について

① 年間日数、制限時間について

<年間日数>

5日	3県
6日	1県
8日	4県
8.5日	1県
9日	4県
9.5日	1県
11日	1県
12日	13県(京都府含む)
13日	5県
14日	1県
15日	3県
16日	4県
17日	3県
21日	1県
22日	1県
25日	1県
合計	47県

<制限時間>

答弁含む	12 県
45 分	1 県
60 分	9 県
65 分	1 県
一問一答式 80 分	1 県 (岩手県)
答弁を含まず	35 県
17 分 (2 定のみ 20 分)	1 県
20 分	7 県 (京都府含む)
25 分	5 県
30 分	12 県
20 分又は 30 分 (年間 2 回)	1 県
一括方式 30 分	1 県 (岩手県)
50 分	1 県
年間 50 分 (年間 2 回、1 回 30 分)	1 県
年間 80 分 (1 回 10~30 分)	1 県
年間 120 分 (1 回 30 分)	1 県
最初の各 1 人は 50 分 2 人目からは 40 分	1 県
会派を代表して行う一般質問 ・ 5 人以上の会派 60 分 ・ 3~4 人会派 40 分 ・ 1~2 人会派 30 分 その他の一般質問 30 分	1 県
会派持時間 (所属議員×8 分)	1 県
所属議員数に応じて各会派に質問 時間を配分し、その範囲内で全希望 議員が毎定例会質問可能	1 県
会派内での質問者及び時間の割当 は各会派で調整	1 県
合 計	47 県

3 一般質問の実施状況について

②質問順序について

多数会派順	13県
抽選	9県（京都府含む）
通告順	1県 ・同時通告とみなす時間内の通告は抽選で順序を決定
輪番制	2県
議運で決定	16県 ・同一会派が連続しないよう調整 ・第1会派とその他の会派が交互に質問 ・初日1～3番目は、第1会派、第2会派、諸会派のローテーションにより、それ以後は抽選等
その他	6県 ・同一会派が連続しないよう調整 ・初日1番目は、交渉会派の輪番制 等
合計	47県

3 一般質問の実施状況について

③質問者の割当方法について

毎定例会質問可能	7 県
全希望議員が定例会毎の質問時間の範囲内で可能	4 県
全希望議員が定例会で可能だが、年間等で総質問時間の制限あり	3 県
毎定例会質問不可	40 県
会派毎に年間の割当表を決定	20 県 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回質問できるよう配慮（7 県） ・2年に1回質問できるよう配慮（1 県）等
会派毎に年間の回数制限（割当表なし）	2 県 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回質問できるよう配慮 ・2年に1回質問できるよう配慮
議員毎に年間の回数制限（割当表なし）	4 県 <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回以内（2 県） ・4年に6回以内 ・各会派からの希望をもとに調整
その他	14 県（京都府含む） <ul style="list-style-type: none"> ・所属議員数に応じて各会派に配分（4 県） ・年1回質問できるよう配慮（2 県） ・会派別配分の範囲内で全希望議員が毎定例会質問可能（1 県） ・会派別配分は行わず、一般質問の日程の範囲内で可能（1 県） ・会派別配分は行わず、質問人数の上限が超過した場合は調整（2 県）等
合 計	47 県

4 質疑の状況について

質問と質疑の区別の有無について

併せて行う	<p>37 県</p> <p>事例①「日程第 1、議案第 1 号ないし第 2 号及び報告第 1 号を一括議題とし、これより質疑並びに一般質問を行います。順次発言を許します。通告順により〇〇〇〇君。」</p> <p>事例②「ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第 1、一般質問とをあわせて行います。質疑、質問は、順序に従い許します。〇〇〇〇君。」</p> <p>事例③「これより質疑を行います。この際、お諮りいたします。会議規則第〇条の規定による県の一般事務に関する質問をあわせて許可いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。」 [「異議なし」と呼ぶ者あり] 「御異議ないと認めます。よって、さように決めます。発言は、通告に基づき順次議長より指名いたします。まず、〇〇〇〇君。」</p>
区分して行う	<p>8 県（青森県、岩手県、東京都、三重県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県、岩手県、京都府、徳島県、宮崎県、熊本県 ：一般質問終了後、委員会付託前 ・東京都：議案上程、提案理由説明の終了後 委員会付託前 ・三重県：議案上程、提案理由説明の終了後 一般質問実施前
その他	<p>2 県（秋田県、奈良県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑は行っていない。